

**北九州市  
地域生活支援拠点等  
運営ガイドライン**

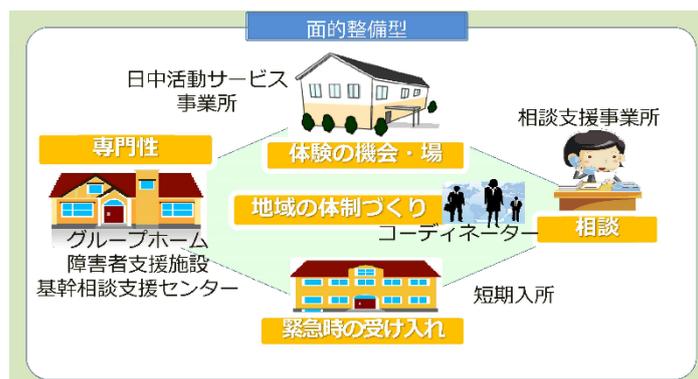
**令和6年2月**

**北九州市保健福祉局  
精神保健・地域移行推進課**

# 1. 地域生活支援拠点とは

地域生活支援拠点等事業とは、障害のある方の重度化・高齢化や、「親亡き後」の生活を見据え、自立支援・地域生活を支援するために5つの機能を整備し、障害のある方やその支援者を地域全体で支えるための体制を構築する事業です。

本市では、北九州市障害者自立支援協議会で検討を重ね、5つの機能を地域の複数の事業所（社会資源）が分担して担う「面的整備型」による整備体制をめざしています。



(画像出典：厚生労働省 地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】)

## 【地域生活支援拠点の5つの機能について】

機能	整備・運営内容	役割を担う主な機関
①相談	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し（事前登録制）、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談等の必要な支援を行う（地域定着支援等の活用を含む）。 ※障害福祉サービスの利用に至っていないが、その必要性がある障害者等の場合は、サービス提供に結びつくまでの間の基本相談支援を行うよう努めること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託相談支援事業所</li> <li>・一般相談支援事業所</li> <li>・特定相談支援事業所</li> <li>・障害児相談支援事業所</li> <li>・基幹相談支援センター</li> </ul>
②緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等緊急時の受け入れや医療機関への連絡・送迎等、必要な対応を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般相談支援事業所</li> <li>・特定相談支援事業所</li> <li>・障害児相談支援事業所</li> <li>・指定障害福祉サービス事業所</li> <li>・基幹相談支援センター</li> </ul>
③体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助（グループホーム）や日中作業系サービス事業所の定見等の障害福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定相談支援事業所</li> <li>・障害児相談支援事業所</li> <li>・地域移行支援事業所</li> <li>・指定共同生活援助事業所</li> <li>・その他指定障害福祉サービス事業所</li> <li>・基幹相談支援センター</li> </ul>
④専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な方や、行動障害を有する方、重度化した障害のある方に対し、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センター</li> </ul>
⑤地域の体制づくり	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用して、コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託相談支援事業所</li> <li>・一般相談支援事業所</li> <li>・特定相談支援事業所</li> <li>・障害児相談支援事業所</li> <li>・基幹相談支援センター</li> </ul>

## 2. 本市の整備状況

本市では、令和2年度から地域生活支援拠点機能の整備に取り組んでいます。令和5年度中に、「①相談」「緊急時の受け入れ・対応」「③体験の機会・場」を担う事業所の募集および選定を行い、令和6年度中からモデル的に運用を開始する予定です。

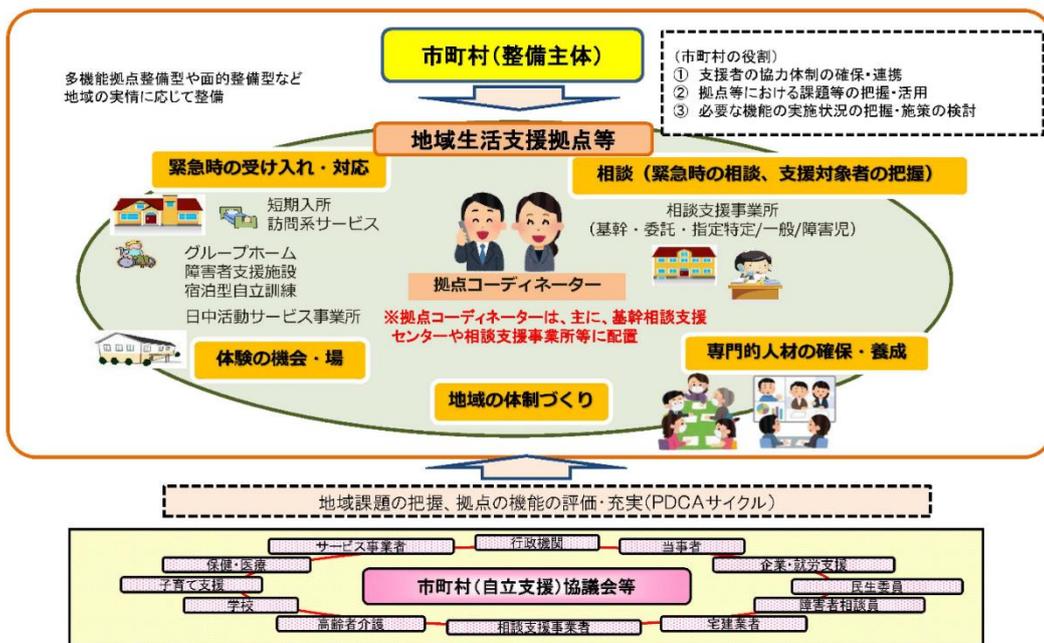
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①相談		フェ	北九州版相談支援専門員倫理綱領策定	障害者意思決定支援推進事業開始	ガイドライン策定
②緊急時の受け入れ・対応	委託業務としての短期入所施設確保	イス			募集・選定
③体験の機会・場		シ			拠点運用開始
④専門的人材の確保・養成		ー			
⑤地域の体制づくり	コーディネーター配置	ト			継続
		策			
		定			

### 【国の動向】

- ・地域生活支援拠点等の整備について（厚生労働省第6期障害福祉計画）  
令和5年度末までに、「各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証・検討すること」と定めています。
- ・障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から市町村における整備が努力義務となりました。

## 3. 関係機関の役割

地域生活支援拠点等・基幹相談支援センター・協議会の関係（イメージ図）



（画像出典：厚生労働省 地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び手引き）

北九州市・北九州市障害者基幹相談支援センター・北九州市障害者自立支援協議会・民間事業所がともに連携し、障害のある方が地域で安心して暮らしていける質の高い仕組みづくりに取り組んでいきます。

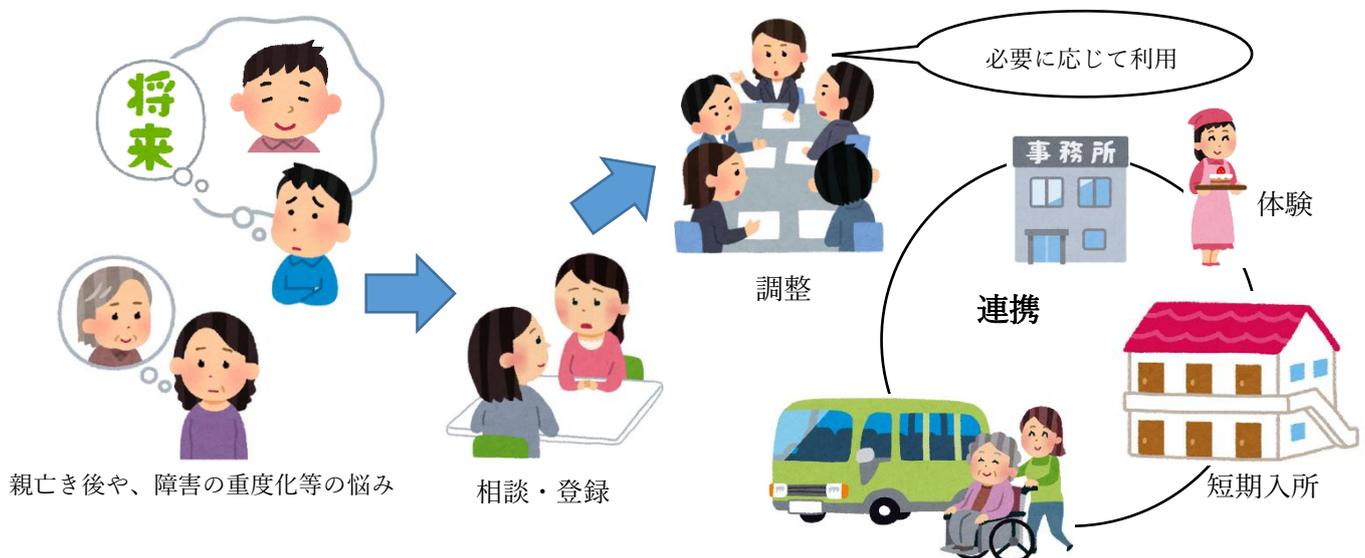
## 4. 5つの機能について

### ① 相談機能

緊急対応など支援が必要となる障害者の事前把握・登録・名簿管理、関係機関との情報共有や調整を行います。緊急時は関係機関と連携して利用調整を行い、断らない支援を目指します。

主な機関名	役割
委託相談支援事業所 一般相談支援事業所 特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	(1) 相談支援事業 ・住み慣れた地域で安心して生活できるよう、様々な相談に応じます。 ・自立や、病院、施設等からの地域移行に向けた相談に応じます。 (2) 緊急時や将来を見据えた予防的な取り組み ・相談支援事業を通して、事前に緊急対応が必要な状況が発生する可能性のある対象者（高齢・単身・単親等）を把握し、緊急時受け入れ対応のための事前登録（フェイスシート作成）につなげます。 ・緊急時に備えて必要な取り組みやサービス等の提案や説明、契約等を行う等の予防的準備を行います。また、対象者のニーズを確認した上で、短期入所や体験利用等の調整を進めます。 (3) 緊急時の支援体制への取り組み ・緊急受け入れ後、速やかに在宅復帰に向けた調整会議等を実施し、安心して在宅生活に戻れるよう調整します。（長期利用とならないようにする）
基幹相談支援センター	・上記（1）～（3）の役割 ・相談員のバックアップ、関係機関の調整役としての役割を担います。 ・事業所と会議等を開催したり、相談員との連携構築を通して、相談支援体制の強化を図っていきます。

【「相談」機能のイメージ図】



○ 相談にかかる加算について

地域生活支援拠点等相談強化加算：700単位/回（利用者ひとりにつき月4回を限度）

【対象サービス】 計画相談支援、障害児相談支援

【概要】 市が地域生活支援拠点等として位置付けた事業所の相談支援専門員が、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れの対応を行った場合に受け入れ実績（回数）に応じて算定。（地域定着支援サービス費との併用は不可）

【条件】 運営規定で地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め、市長に届け出た事業所であること。

【必要書類】 加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、①要請のあった時間、②要請内容、③連絡調整を行った時刻、④加算の対象である旨を記録すること。様式自由。5年間保存し、市の求めに応じ提出すること。

【注意】 加算は、短期入所の受け入れ実績に応じて算定することができる。実際の短期入所の利用に繋がらなかった場合は請求できない。

（参考資料：緊急時受け入れのための事前登録 フェイスシート）

緊急受入れ用フェイスシート(基本情報)											
作成日		情報提供元				作成者					
本人の状況		PCR検査	発熱	その他症状							
1.初期本人情報		【同性介護の希望】									
氏名(ふりがな)		( )		性別	生年月日	生	年齢	123	歳		
住 所		市 区		電話番号	093						
障害または疾患名		身体手帳		療育	精神	障害支援区分					
①日常生活状況(移動手段・コミュニケーション方法(意思表示を含む) 食事・排泄・入浴・睡眠・趣味・嗜好等)											
身長	cm	体重	kg	BMI	食形態	食事手段	アレルギー	その他			
移動手段	コミュニケーション	録音	入浴	睡眠リズム	更衣						
特記事項	医療的ケア	内容		その他							
医療の状況 ※受診科目、頻度、主治医、病歴状況等											
かかりつけ医療機関		医師名	通院頻度		特記すべき事項						
かかりつけ医療機関		医師名	通院頻度								
処方薬											
2.受入れ直前情報											
受入れ先	入所日	退所日	移送方法		移送援助者氏名		関係				
多動	こだわり	自傷	他害	破壊行為	異食	その他					
特記事項											
③特徴的な障害特性への対応											
④禁忌事項											
協力可能な家族、親族の連絡先						現在利用中の障害福祉サービス・支援者等					
氏名	年齢	続柄	居住地	連絡先(電話)		施設名	担当者名	連絡先(電話)			
3.退所後の支援											
	サービス名称	提供事業所・提供者		支援担当者	利用頻度	備考					
公的支援 (障害福祉 サービス、介 護保険等)											
その他の 支援											
その他添付資料等											

## ② 緊急時の受け入れ・対応機能

緊急時に受け入れ先の確保を行い、介護者の急病や障害のある方の状態変化の際に、短期入所等の受け入れや、医療機関への連絡等、適切に対応します。

主な機関名	役割
一般相談支援事業所 特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 基幹相談支援センター	<p>(1) 緊急時に備えた情報集約と共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業所の事業内容や特色、緊急時に支援可能な範囲等に関する情報等を事前に集約・リスト化し、緊急時に行く場がない事態とならないように準備しておきます。</li> </ul> <p>(2) 緊急時に対応が必要な状況が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ、速やかに短期入所等の利用調整を行います。</li> <li>短期入所施設等の受入環境整備のため、フェイスシートをもとに、対象者の支援情報（投薬、アレルギー、ADL等）を確実に伝達します。</li> </ul> <p>(3) 緊急支援後の在宅復帰に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに在宅復帰に向けた調整会議を実施し、今後の方向性等を検討します。</li> </ul> <p>(短期入所等の利用が長期間とならないようにする)</p>
指定障害福祉サービス事業所（短期入所）	<p>(1) 緊急に対応が必要な状況が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談を担う事業所から緊急の受け入れ・対応の要請があった場合、送迎等を含めできる限り柔軟に対応します。</li> <li>相談を担う事業所から対象者に関する情報を引継ぎ、対象者が不安なく、戸惑うことなく生活できるよう、必要な支援を円滑に提供します。</li> </ul> <p>(2) 緊急支援後の在宅復帰に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅復帰に向けた調整会議に参加し、今後の方向性等を検討します。</li> </ul>
指定障害福祉サービス事業所（生活介護・就労継続支援B型）など	<p>(1) 緊急に対応が必要な状況が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談を担う事業所から緊急の受け入れ・対応の要請があった場合、宿泊設備等の活用を含め、できる限り柔軟に対応します。</li> </ul> <p>(2) 緊急支援後の在宅復帰に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整会議に参加し、今後の方向性等を検討します。</li> </ul>
指定障害福祉サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）	<p>(1) 緊急に対応が必要な状況が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談を担う事業所から緊急の受け入れ・対応の要請があった場合、ヘルパー派遣等を実施し、できる限り柔軟に対応します。</li> </ul> <p>(2) 緊急支援後の在宅復帰に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整会議に参加し、今後の方向性等を検討します。</li> </ul>

## ○ 緊急時の受け入れ・対応にかかる加算について

### 緊急短期入所受入加算(Ⅰ)(福祉型：180 単位/日)、緊急短期入所受入加算(Ⅱ)(医療型：270 単位/月)

#### 【対象サービス】 短期入所

【概要】 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。

### 短期入所の受入れ 短期入所事業所：+100 単位/日

#### 【対象サービス】 短期入所

【概要】 市が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に、短期入所のサービス利用の開始日、1日に定める単位数に、さらに100単位加算する。

【条件】 運営規定で地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め、市長に届け出た事業所であること。

### 緊急時対応加算：+50 単位/回（利用者ひとりにつき、月2回を限度）

#### 【対象サービス】 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

【概要】 市が地域生活支援拠点等として位置付けた事業所等が、利用者またはその家族等からの要請に基づき、支援計画の変更を行い、支援計画に基づかないサービスを緊急に行った場合に、利用者1人につき月2回を上限として50単位を加算する。

【条件】 ・運営規定で地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め、市長に届け出た事業所であること。  
・利用者等の要請を受けてから、24時間以内に障害福祉サービス事業を行った場合。

### 緊急時支援加算(Ⅰ)：+50 単位/日

#### 【対象サービス】 自立生活援助

【概要】 利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に必要な事態が生じた場合において、市が地域生活支援拠点等として位置付けた事業所等が、利用者またはその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に速やかに当該利用者の居宅等への訪問または、一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき50単位加算する。

【条件】 運営規定で地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め、市長に届け出た事業所であること。

### 緊急時支援費(Ⅰ)：+50 単位/日

#### 【対象サービス】 地域定着支援

【概要】 利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に必要な事態が生じた場合において、市が地域生活支援拠点等として位置付けた事業所等が、利用者またはその家族等からの要請に基づき、速やかに当該利用者の居宅等への訪問または、一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき50単位加算する。

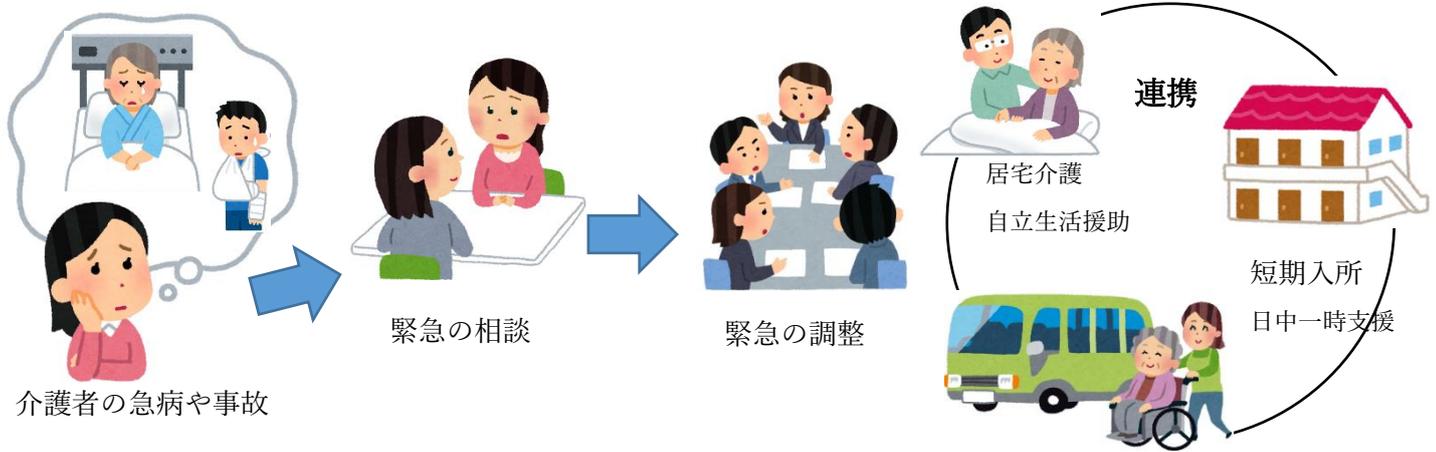
【条件】 運営規定で地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め、市長に届け出た事業所であること。

定員超過特例加算：50 単位/月（10 日までを限度として算定）

【対象サービス】 短期入所

【概要】 緊急時という局面を勘案し、運営規定に定める定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切ったうえで、特例的に加算をする。その間は、定員超過利用減算は適用しない。  
（拠点の届出なしでも算定可能）

【「緊急時の受け入れ・対応」機能のイメージ図】



### ③ 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助（グループホーム）等の障害福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供します。

主な機関名	役割
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 地域移行支援事業所 基幹相談支援センター	(1) 体験に関する情報の集約、活用 ・関係機関の情報を集約し、整理します。 (2) サービスの利用に関する相談対応、利用調整 ・病院、施設からの地域移行や、親元から自立したい等の相談があった場合、対象者のニーズを聞いた上で、必要に応じてサービスの体験利用の提案・調整を行います。 ・緊急時に備えて必要な準備としての体験を提案します。 (3) 体験の機会の拡大のための検討 ・体験の機会拡大のために、関係事業所間での情報共有や体制構築のための検討を進めます。
指定共同生活援助事業者（グループホーム）  その他指定障害福祉サービス事業所（日中活動サービス）	(1) 体験の機会・場の提供 ・見学、体験利用の要請があった場合は、利用者の状況に合わせて可能な限り柔軟に対応します。 ・緊急時や将来を見据えた利用であることを心掛けます。 ・地域生活支援拠点の機能として、より有意義な場となるように、常に内容を見直します。 (2) 実施後の連絡、情報共有 ・実施後は関係機関と情報共有をして、今後の検討を行います。

○ 体験の機会・場にかかる加算について

障害福祉サービスの体験利用加算：

(500 単位/日 (初日から 5 日目まで) + 50 単位/日※地域生活支援拠点等の場合)

(250 単位/日 (6 日目から 15 日目まで) + 50 単位/日※地域生活支援拠点等の場合)

**【対象サービス】** 地域移行支援

**【概要】** 地域移行支援事業者が、利用者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、1 日につき 50 単位加算する。

**【条件】** 運営規定で地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め、市長に届け出た事業所であること。

障害福祉サービスの体験利用支援加算：

(500 単位/日 (初日から 5 日目まで) + 50 単位/日※地域生活支援拠点等の場合)

(250 単位/日 (6 日目から 15 日目まで) + 50 単位/日※地域生活支援拠点等の場合)

**【対象サービス】** 療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援

**【概要】** 指定障害者支援施設等で特定の障害福祉サービスを利用する利用者が、地域移行支援を利用し、障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等の従事者が、次の(1)または(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該支援の内容等を記録した場合に、1 日につき 50 単位加算する。

(1)体験的な利用支援の利用日において、昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合。

(2)障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合。

※体験利用を行う事業所が算定できる加算ではない

**【条件】** 運営規定で地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め、市長に届け出た事業所であること。

**【必要書類】** 加算の対象となる支援を行った場合は、利用者の状況、支援の内容等を記録し、「体験利用支援 記録書」を作成すること。5 年間保存し、市の求めに応じ提出すること。

地域移行支援体験宿泊加算：

( I 300 単位/日 + 50 単位※地域生活支援拠点等の場合)

( II 700 単位/日 + 50 単位※地域生活支援拠点等の場合)

**【対象サービス】** 地域移行支援

**【概要】** 指定地域移行支援事業者が、利用者に対して、体験的な宿泊支援（単身での生活に向けたもの）を提供した場合（体験宿泊加算Ⅱについては、利用者の心身の状況に応じ、夜間および深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合）、体験宿泊加算Ⅰ・Ⅱを合計して 15 日を限度として、1 日につき 50 単位加算する。

**【条件】** 運営規定で地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め、市長に届け出た事業所であること。

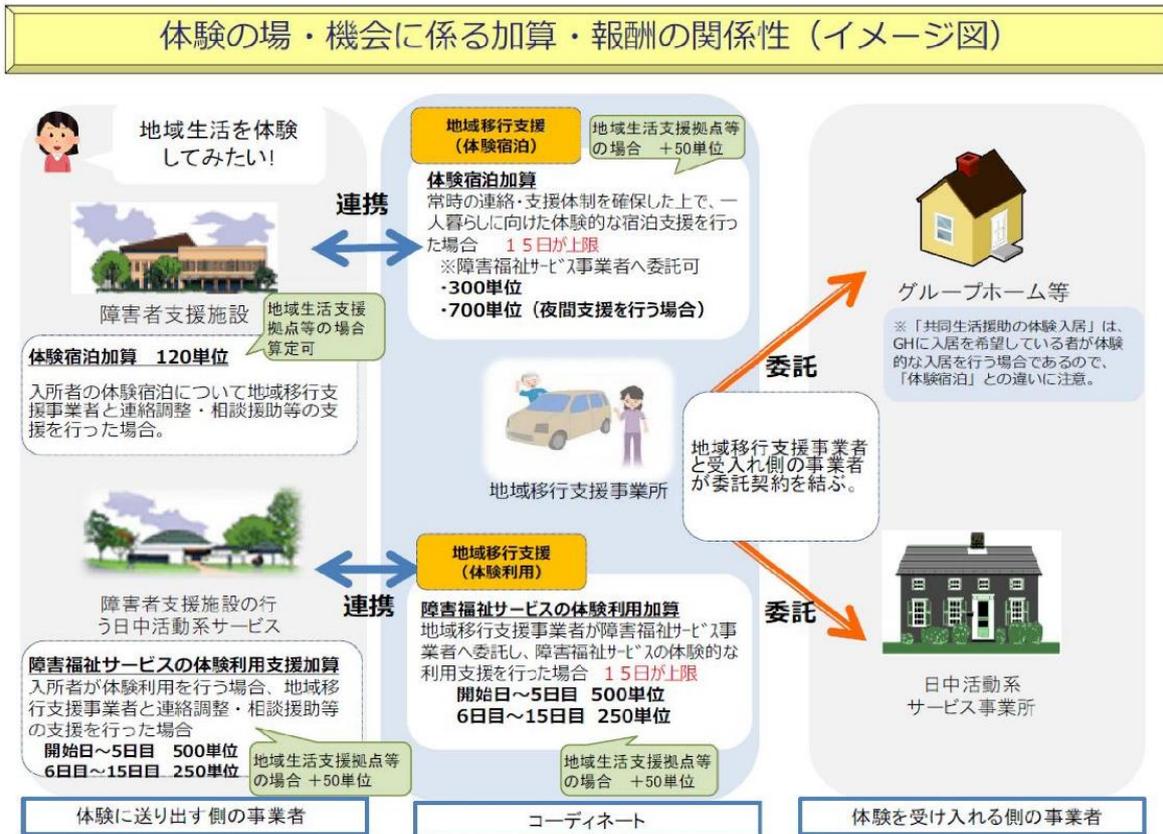
体験宿泊支援加算：120 単位/日

**【対象サービス】** 施設入所支援

**【概要】** 施設利用者が地域移行支援の体験的な宿泊支援（単身での宿泊支援）を利用する場合で、

支援員が地域移行支援事業者との連絡調整等の相談支援を行った場合に算定する。  
**【条件】** 運営規定で地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め、市長に届け出た事業所であること。

【「体験の機会・場」機能のイメージ図】



(参考資料：体験利用支援 記録書)

**体験利用支援 記録書**

【基本情報】

地域生活支援拠点等の名称	
実施日中活動系サービス	
連携先地域移行支援事業者名	
体験利用支援の利用日	利用期間：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇日間）
利用期間・支援時間・実施場所	支援時間：〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 実施場所：
担当日中活動系事業所名： 主な担当従業員（氏名）： 連絡先：	

【利用者情報】

ふりがな	
利用者氏名	(男・女)
生年月日(明・大・昭・平)	年 月 日( 歳)

【体験利用支援に関わる従業員】

体験利用支援に関わる従業員	所属名	職種	氏名

※ 以下のいずれかの体験利用支援の内容に応じて記載することとする。

【体験利用支援に係る具体的な支援の内容】

① 体験的な利用支援の利用日に当該指定障害者支援施設等において昼間の時間帯における介護等の支援	
---	--

【体験利用支援に係る具体的な連絡調整その他の相談援助の内容】

① 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整	
② 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等	
③ 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助	

【その他（特記事項）】

--

#### ④ 専門人材の確保・育成

医療的ケアを必要とする方や、強度行動障害がある方、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、人材の育成を行う機能です。

主な機関名	役割
基幹相談支援センター	(1) 支援者のスキルアップ・育成 ・ 自立支援協議会を活用し、専門的な連携及び支援体制について協議します。 ・ 基幹相談支援センターでの研修や、自立支援協議会等の会議での事例検討を通じ、サービスの質を高め、専門的な対応ができる人材育成を行います。

#### ○ 専門人材の確保・育成にかかる加算について

重度障害者支援加算Ⅱ： (1) 7 単位/日、(2) 180 単位/日

【対象サービス】 生活介護

- 【概要】
- ・ (1) 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を 1 名以上配置した場合（体制加算）  
（強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定しない）
  - ・ (2) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修終了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対しての個別支援を行った場合（個人加算）

#### 【「専門人材の確保・育成」機能のイメージ図】



## ⑤ 地域の体制づくり

障害者が地域で生活する際に生じるニーズに、対応できる社会資源の提供体制の確保や、ネットワークの構築等を行う。

主な機関名	役割
委託相談支援事業所 一般相談支援事業所 特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	(1) 自立支援協議会を活用したネットワーク構築 ・自立支援協議会で事例検討を提供・発表し、課題検討を通じて地域課題の明確化と解決に向けて情報共有を行います。
基幹相談支援センター	(1) コーディネーターの配置 ・基幹相談支援センターにコーディネーターを配置し、地域の社会資源に係る情報を集約させ、特定相談支援事業所等に提供するなどを通じて、障害者等が地域の社会資源を有効かつ円滑に利用できるよう支援します。  (2) 自立支援協議会を活用したネットワーク構築 ・自立支援協議会等を活用し、地域課題に対応した社会資源を検討し、行政機関や地域団体、民間事業者等と連動させながらサービスや支援体制の構築を働きかけます。

### ○ 地域の体制づくりにかかる加算について

地域体制強化共同支援加算：2000単位/日（月1回を限度）

【対象サービス】 計画相談支援、障害児相談支援

【概要】 拠点等における地域の体制づくりの機能を強化する観点から、特定相談支援事業所の相談支援専門員等が、支援困難事例等について課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、当事者の同意の上で、自立支援協議会で報告をした場合に算定される。

【必要書類】 加算の対象となる報告を行った場合は、「地域体制強化共同支援加算 記録書」を作成し、5年保存すること。また、市の求めに応じて提出すること。

### 【「地域の体制づくり」機能のイメージ図】



地域体制強化共同支援 記録書

【基本情報】

地域生活支援拠点等の名称	
報告先の（自立支援）協議会名： 報告年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日	
共同支援に係る会議の 開催年月日・開催時間・開催場所	開催年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日 開催時間：〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 開催場所：
担当計画相談支援事業所名： 担当相談支援専門員（氏名）： 連絡先：	

【利用者情報】

ふりがな	
利用者氏名	(男・女)
生年月日(明・大・昭・平)	年 月 日( 歳)

【会議開催の目的・出席者】

会議開催の 目的 (該当に○)	① 個別課題の解決    ② 地域課題、ニーズの把握 ③ 横断的な連絡調整    ④ 地域づくり・資源開発 ⑤ 地域生活支援拠点等の運営への提案 ⑥ その他(具体的に)		
会議の出席者	所属名	職種	氏名

【会議の具体的な内容】

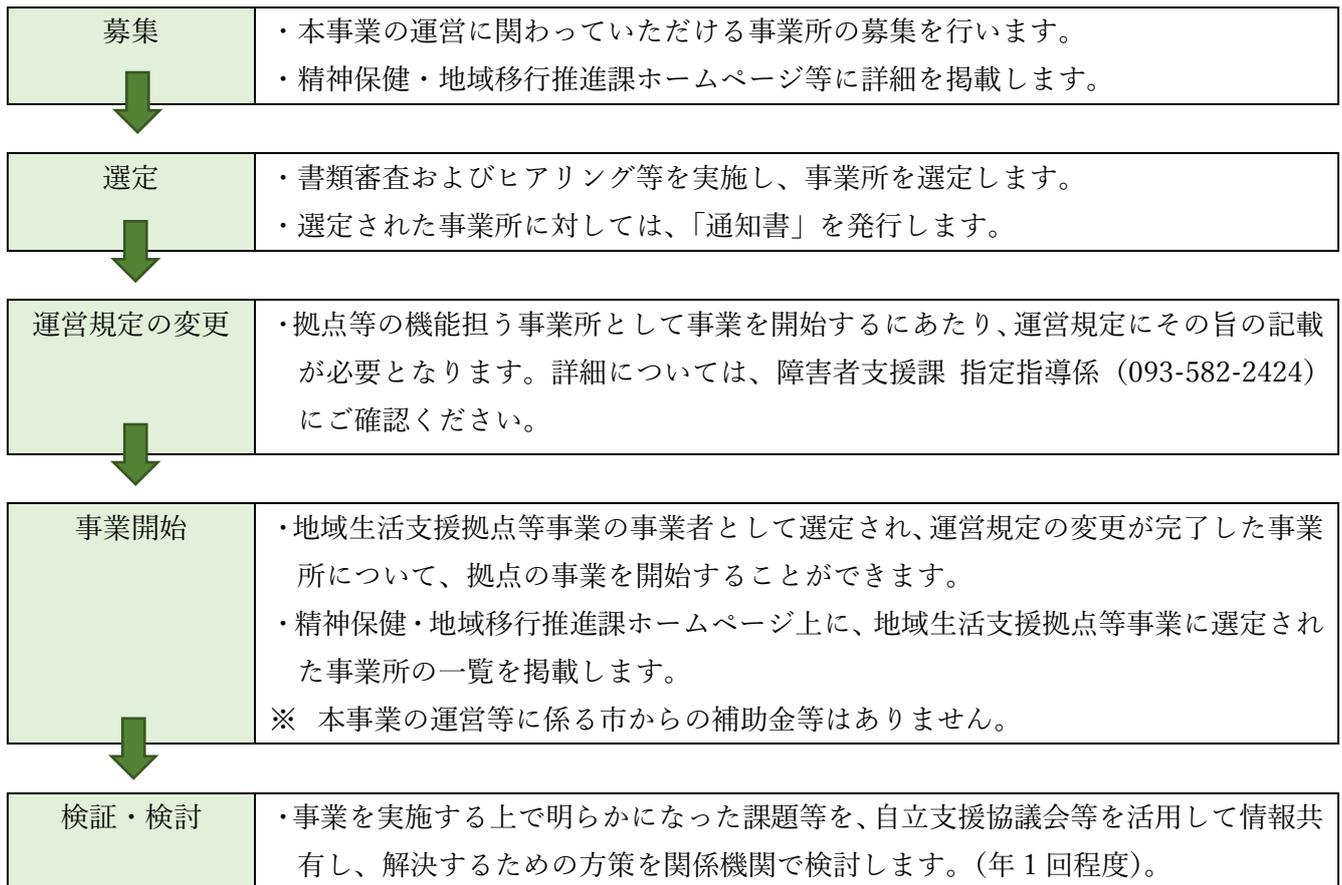
※ 開催の目的に応じて記載することとし、必ずしも全ての項目に記載が必須ではない。

①利用者の支援の経過	
②利用者の支援上の課題	
③②の課題への対応策 (協議会への提案等を含む)	
④地域課題・ニーズの現状	
⑤地域生活支援拠点等の現状	
⑥地域生活支援拠点等の必要な機能の充足について	

【その他(特記事項)】

--

## 5. 実施の流れ



(参考)

### 運営規程記載例

地域生活支援拠点等を担う事業所として登録する際には、下記の項目を運営規程に追加してください。  
なお、下記はあくまでも記載例です。事業所の実態に応じて、内容を理解した上で作成してください。

例)

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第〇〇条 事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等として、次のとおりの機能を担う。

(1) 相談機能

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、及び登録した上で、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応機能

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病、障害者等の状態変化等の緊急時の受け入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場の機能

地域移行支援、親元からの自立等に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会若しくは場を提供する機能